

福山市のホテル火災を受けた本県の対応状況について

平成 24 年 5 月 21 日
消 防 防 災 課
くらしの安心局住宅政策課

5月13日に広島県福山市のホテルで7人が死亡する火災が発生したことを受け、本県においても翌日から消防局が類似の施設に対する緊急査察を実施しているほか、関係機関が連携して合同の立ち入り調査等を実施します。

1 福山市のホテル火災の概要

(1) 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成 24 年 5 月 13 日（日）
発生場所：広島県福山市西桜町 1-12-24 ホテル・プリンス
被害者：死者 7 人（男性 3 人、女性 4 人）負傷者 3 人（重傷 2 人、軽傷 1 人）
火災概要：全焼

(2) 建物の概要（総務省消防庁による）

構造・階数：鉄筋コンクリート造 4 階建て（2 階部分一部木造）
用途：ホテル（1 階：駐車場、2～3 階：客室、4 階：機械室）
建築面積：513 m² 延べ面積：1,361 m²

(3) 建築経過

昭和 35 年 建築確認：木造 2 階建て、旅館、延べ面積 357 m²
昭和 42 年 建築確認：鉄筋コンクリート造 3 階建て、ホテル、延べ面積 912 m²
昭和 43 年 2 月 13 日 完了検査
※ その後建築確認申請はなされていない。

(4) 法令違反（いずれも詳細については調査中）

- ① 用途による耐火建築物要求（3 階建て以上のホテルは耐火建築物とすること）への不適合等
※ 福山市は、昭和 60 年から平成 23 年まで計 6 回防災査察を実施。現行法に不適合の事項について改善の指示。なお、当時福山市はこの建築物を既存不適格として扱っていた。
- ② 平成 15 年 9 月、福山地区消防組合の立入検査において消防用設備の点検の未実施、屋内消火栓設備の基準不適合、消防訓練の未実施の消防法違反 3 点を指摘。以降、立入検査を実施せず。防火対象物定期点検報告もなし。

2 本県の対応

- (1) 5月14日から東・中・西部消防局が福山市のホテルに類似するホテル・旅館等を対象として緊急の立入検査を開始。
- (2) 建築基準法を所管する県・市関係課と消防法を所管する各消防局等関係部局との連絡会議を開催し、効率的な立ち入り調査の実施及び改善措置の徹底について協議する。
開催日：5月23日午後2時から（於 倉吉市役所）
- (3) (2) の協議の中で、昭和 46 年以前に新築された 3 階建て以上のホテル、旅館について所管消防局と所管特定行政庁合同の立ち入り調査を決定する。
- (4) (1) 及び (3) の調査により、関係法令違反が認められた場合は速やかに是正指導を行う。

3 本県の類似施設（ホテル・旅館）の概要

(1) 建築基準法の定期報告

定期報告の対象としている類似施設数（延べ面積：300m²以上または3階以上）：291施設
<内訳（平成22年度分）>

特定行政庁	調査対象件数	報告件数	報告率	うち 法に適合	うち 管理不備	うち 既存不適格	うち 法に不適合
県（境港市、郡部）	134	89	66.4%	20	26	43	0
鳥取市	67	58	86.6%	10	30	18	0
倉吉市	20	12	60.0%	1	1	10	0
米子市	70	54	77.1%	14	7	30	3
合計	291	213	73.2%	45	64	101	3

※県の調査対象施設のうち未報告分25件については、平成23年度に立ち入り調査（消防局と合同）を実施。

4 消防法に基づくホテル・旅館等への立入検査実施状況等

(1) 実施状況 (平成 22 年度)

	東部消防局	中部消防局	西部消防局	計	全防火対象物数
ホテル・旅館等対象物数	185	111	213	509	20,737
立入検査件数	48	26	28	102	1,826
検査率	25.9%	23.4%	13.1%	20.0%	8.8%

※ 防火対象物 (立入検査対象) は、延べ面積 150 m²以上を対象

(2) 立入検査の計画

- ① 特定防火対象物 (県内約 5,000 箇所) は 3 年に 1 回、非特定防火対象物 (県内約 15,000 箇所) は 5 年に 1 回実施 (目標)

「特定防火対象物」・・・防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物 (旅館・ホテル、病院、飲食店、福祉施設等)
 「非特定防火対象物」・・・特定防火対象物以外の防火対象物 (工場、倉庫、事務所等)

- ② 消防局では年間を通じて、計画を立て立入検査を実施。
 ③ 9月の防災の日1週間、春の火災予防運動週間は、県、市 (建築関係課) と合同で実施

5 福山市ホテル火災を受けた各消防局の緊急査察の実施 (ホテル・旅館等)

消防局	対象件数 (計画)	査察実施期間 (予定)	実施済件数	指示件数
東部消防局	22 件	5月15～18日	13 件 (15日現在)	12 件
中部消防局	17 件	5月15、16日	17 件 (16日現在)	16 件
西部消防局	28 件	5月14日～6月1日	5 件 (17日現在)	3 件
計	67 件		35 件	31 件

注 1) 査察対象 ホテル・旅館等 (3F 以上で過去に指示事項があった施設等)

注 2) 主な指示内容 防火管理者の未選任 (2) 消防計画の変更報告無し (6) 消防訓練の未実施 (20)
 消防用設備の不備 (16) 消防用設備等点検の未実施、未報告 (13) 防災規制違反 (7)

(参考) 特殊建築物等の定期報告制度

- 建築基準法では、百貨店、旅館、ホテル等、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物 (特殊建築物)、建築設備、昇降機等の所有者 (管理者がある場合は管理者) に対し、専門知識を有する資格者に定期的に 3 年以内に 1 回調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告 (定期報告) することを義務付けしている。
- 本県では、全県で 790 施設が報告対象となっており、2 年に一度、報告を求めている。
- 報告を怠り又は虚偽の報告をした場合、罰則規定の対象となる。(100 万円以下の罰金)

大山町における行方不明事案に係る自衛隊の災害派遣について

平成24年5月21日
危機対策・情報課

平成24年5月17日（木）、山菜採りのため、大山町大山地内に入山中の米子市在住の男性（80歳）が行方不明となり、捜索のため5月18日（金）、鳥取県知事は、大山町からの要請を受け、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊への災害派遣を要請しました。

なお、翌19日（土）、行方不明者（死亡）が発見・収容されたため、自衛隊へ撤収を要請しました。

記

1 災害派遣要請・撤収要請日時

派遣要請 平成24年5月18日（金）午後2時

撤収要請 平成24年5月19日（土）午前11時25分

2 災害派遣の場所

大山町大山地内

（現地連絡場所：中の原スキーセンター）

3 派遣の部隊

陸上自衛隊第8普通科連隊

陸上自衛隊第13飛行隊

4 派遣の内容

行方不明者の捜索

5 その他

現地に連絡調整要員として鳥取県職員を派遣。

自衛隊の災害派遣は、平成23年1月1日の国道9号線における豪雪に伴う車両の立ち往生事案以来のこと。

6 参考（捜索規模）

17日 警察、その他 計約40名

18日 自衛隊約100名、警察約50名、消防団（大山町、米子市）約30名、
その他 計約180名及びヘリコプター3機（自衛隊、警察、岡山県）

19日 自衛隊約100名、警察約30名、消防団（大山町、米子市）約80名、
その他 計約220名）